

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波篠山市中四七三番地、最後の住所兵庫県丹波篠山市中四七三番地、

被相続人 亡 矢野 二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十七日

兵庫県丹波市柏原町柏原一八五丹有法律事務所

相続財産清算人 弁護士 馬場 民生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市園部一五〇四番地一、最後の住所和歌山県和歌山市園部一五〇四番地一〇

被相続人 亡 山下 達城

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十七日

和歌山県和歌山市六番丁四三番地ハビネス六番丁ビル五階 パークアベニュー法律事務所

相続財産清算人 弁護士 和田 篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市東本町一丁目一六三六番地一、最後の住所広島県庄原市東本町一丁目三番一六号

被相続人 亡 森永 啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月二十九日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十七日

広島県庄原市中本町一丁目八番一六号 相続財産清算人 司法書士法人広島北部司法事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市塩屋町三丁目四四三番地、最後の住所香川県丸亀市山北町三八〇番地二サーパス山の北四〇四号

被相続人 亡 丸岡 肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十七日

香川県坂出市久米町一丁目一四番一四号 坂出商工会館三階坂入法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂入 誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区下上津役二丁目二〇番、最後の住所福岡県北九州市八幡西区下上津役二丁目二〇番五号

被相続人 亡 齋藤 導宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十七日

福岡県北九州市小倉北区田町一一番一八号 エスプランサ小倉四〇一号 湯口・疋田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 疋田 展大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市松山町四五六番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 水町 房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十七日

長崎県佐世保市木場町二番四号 相続財産清算人 司法書士 西山 秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末九〇九七番地、最後の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北一四〇〇番地

被相続人 亡 小野サダエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十七日

宮崎県宮崎市大塚町樋ノ口一九四一番地一 相続財産清算人 司法書士 貴田佐季子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 櫻井 文枝
従来の住所 不詳(本籍(除籍)群馬県高崎市中上居町一五六九番地)
生年月日 大正五年四月一日

二 供託所 東京法務局

供託番号 令和八年度金第九〇七号

供託金額 五、四〇一、四七四円

裁判所 東京家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和五年(家)第七三三二六号

令和八年四月二十七日

東京都目黒区自由が丘二丁目一七番一号ラ

ビス・A・S・四〇二

不在者財産管理人 弁護士 菊地 美穂

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十九條の二第二項により準

用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項

の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 三谷 悦子

最後の住所 山形県酒田市宮野浦三丁目二〇番一号 芙蓉荘

生年月日 昭和三年十月十七日

死亡年月日 令和六年十一月十六日

供託所 山形地方裁判所酒田支部

供託番号 令和八年度金第五号

供託金額 一一一、九五八円

裁判所 山形家庭裁判所酒田支部

事件番号 相続財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家)第二〇七八号

令和八年四月二十七日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産管理人 弁護士 新井野裕司

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十九條の二第二項により準

用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項

の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 篠田 宏

最後の住所 東京都練馬区大泉町一丁目四〇番四号

生年月日 昭和十九年十月十五日

死亡年月日 令和六年十二月十一日

供託所 東京法務局

供託番号 令和八年度金第九一〇号

供託金額 八八五、五七〇円

裁判所 東京家庭裁判所

事件名 相続財産管理人選任申立事件

事件番号 令和七年(家)第三七六六号

令和八年四月二十七日

東京都千代田区内幸町一丁目三番一号幸ピ

ルディング九階一〇三

相続財産管理人 吉田 律恵

第23期決算公告

令和8年3月31日

福島県二本松市住吉5番地の1

マレリ福島株式会社

代表取締役 伊奈 清

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,320	流動負債	2,625
固定資産	2,667	固定負債	92
		(退職給付引当金)	(0)
		(製品保証引当金)	(21)
		株主資本	5,269
		資本剰余金	90
		資本剰余金	2,846
		その他資本剰余金	2,846
		利益剰余金	2,332
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	2,302
		(うち当期純利益)	(745)
資産合計	7,987	負債・純資産合計	7,987

第62期決算公告

令和8年4月22日

島根県雲南市木次町東日登425番地2

サンセイ株式会社

代表取締役 内田 祐司

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位:千円)

科目金額		科目金額	
流動資産	1,801,318	流動負債	745,744
固定資産	170,913	(うち賞与引当金)	(27,560)
		固定負債	72,465
		(うち退職給付引当金)	(58,562)
		株主資本	1,154,022
		資本剰余金	30,000
		利益剰余金	1,124,022
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,116,522
		(うち当期純利益)	(103,592)
資産合計	1,972,231	負債・純資産合計	1,972,231